

○和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校体育施設の開放に関する規則

(目的)

第1条 地域コミュニティ活動、文化・芸術活動及びスポーツ活動を通じて、市民の生涯学習活動の推進に資するため、学校教育に支障のない範囲において市立小学校、中学校及び義務教育学校の体育施設を開放し、本市地域及び社会教育の一層の振興を期することを目的とする。

(管理責任)

第2条 学校体育施設の開放に関する管理責任は、教育委員会（以下「委員会」という。）が負うものとする。

(開放校の指定)

第3条 開放校については、当該学校長の意見を聞いて委員会が指定する。

(開放施設)

第4条 開放する施設は、運動場及び体育館とする。ただし、開放校の実情及び施設の状態等により変更することができる。

(開放日時)

第5条 施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前条の規定にかかわらず、開放校の特別の事情により変更し、または、臨時に休止することができる。

(使用料の減免)

第6条 和泉市行政財産使用料徴収条例（昭和42年和泉市条例第7号）第5条第1項第3号に規定する公益上の必要に基づき使用させる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 市及び委員会が使用する場合
- (2) 社会教育団体、地域コミュニティに関する団体等が使用する場合
- (3) 公益上の必要に基づき委員会が許可して使用する場合

(使用資格)

第7条 開放施設を使用できるものは、市内に居住、在職または在学するもので構成された団体で責任者の明確なものとする。

(使用の制限)

第8条 委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、開放施設の使用を許可しない。

- (1) 市又は委員会の機関が主催する事業に使用するとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 興行又はこれに類似する行事のとき。
- (4) 開放施設及び附属設備等を損傷又は形状を変更するおそれのあるとき。
- (5) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利用のおそれがあると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委員会が使用を不適當と認めたとき。

(細則)

第9条 この規則に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は委員会が、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第2号）

この規則は、平成9年3月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第20号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成28年教委規則第17号）抄

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

（平24教委規則2・全改）

施設名	摘要	開放日	開放時間
運動場	夜間照明設備を設置していない学校	土曜日・日曜日及び祝日	午前9時～午後5時
		長期休業日	
	夜間照明設備を設置している学校	平日	午後6時～午後9時
		土曜日、日曜日及び祝日	午前9時～午後9時
		長期休業日	
体育館	全ての学校	平日	午後6時～午後9時
		土曜日、日曜日及び祝日	午前9時～午後9時
		長期休業日	